

○平成二年郵政省告示第二百七十二号（認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（下線部が変更箇所）

改正案			現行		
<p>第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の</p>	<p>第一級総合無線通信士の国家試験の電気通信術の試験の免除について認定を受けた学校等</p>	<p>認定学校等</p>	<p>第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の</p>	<p>第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級航空無線通信士の国家試験</p>	<p>認定学校等</p>
<p>第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信</p>	<p>第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級航空無線通信士の国家試験</p>	<p>受験する資格の国家試験</p>	<p>無線工学の基礎の試験の試験</p>	<p>電気通信術の試験</p>	<p>免除する試験科目の試験</p>
<p>一 従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規則第十三条の規定による認定を受けた学校等（以下「認定学校等」という。）を卒業し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了した者に限るものとする。</p>			<p>一 （同上）</p>		
<p>二 免除する試験科目の試験は、認定学校等及び受験する資格の国家試験の区別に従い、次の表に掲げるとおりとする。</p>			<p>二 （同上）</p>		

第二級総合無線 通信士の国家試験	試験の免除を受けたい学校等 基礎の免除に受けたい学校等 試験の免除を受けたい学校等			第一級総合無線通信士の国家試験 無線工学の基礎の試験 英語の試験			試験の免除を受けたい学校等			
第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士の国家試験	航空無線通信士の国家試験	第二級海上無線通信士の国家試験	第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士の国家試験	第二級陸上無線技術士の国家試験	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士の国家試験	第二級陸上無線技術士の国家試験	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士の国家試験
無線工学の基礎の試験	英語の試験	無線工学の基礎の試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験	電気通信術の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験	英語の試験	

第二級総合無線 通信士の国家試験	試験の免除を受けたい学校等 基礎の免除に受けたい学校等 試験の免除を受けたい学校等			第一級総合無線通信士の国家試験 無線工学の基礎の試験 英語の試験			試験の免除を受けたい学校等			
第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士の国家試験	航空無線通信士の国家試験	第二級海上無線通信士の国家試験	第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士の国家試験	第二級陸上無線技術士の国家試験	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士の国家試験	第二級陸上無線技術士の国家試験	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士の国家試験
無線工学の基礎の試験	英語の試験	無線工学の基礎の試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験	電気通信術の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験 英語の試験	無線工学の基礎の試験	英語の試験	

○ 平成二年郵政省告示第二百七十九号（学校等の認定基準を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案

現行

一 従事者規則第七条の規定による認定を受けることができる学校等は、無線工学の基礎、電気通信術又は英語の試験が免除される無線従事者の資格に応じ、次の各号のとおりとする。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校であつて、電気通信に関する課程を設置するものについては、次の表のとおりとする。

一（同上）

1（同上）

資格	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士	大学の別
	第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学 高等専門学校
	第三級総合無線通信士	高等学校 中等教育学校

（同上）

2 高等専門学校に置かれる専攻科及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に置かれる専攻科（いずれも修業年限二年以上のものに限る。）であつて、電気通信に関する課程を設置するものについては、それぞれ大学及び短期大学とみなして前号の表を適用するこ

2（同上）

とができる。

3| 前号の規定により短期大学とみなされる同号の高等学校に置かれる専攻科のうち、電気通信術について次の各号に掲げる授業時間を履修させているものについては、それぞれ当該各号に定める試験が免除される学校として認定することができる。

(一) 別表第二号に定める第一級総合無線通信士の授業時間 第一級総合無線通信士及び第一級海上無線通信士の電気通信術の試験

(二) 別表第二号に定める第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の授業時間 第一級海上無線通信士の電気通信術の試験

4| 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校であつて、その教育課程が第一号の各学校の教育課程に準ずると認められるものについては、同号に規定する区別に準ずる。

5| 前各号に該当しない学校等であつて、その教育の内容が認定基準に適合すると認められるものについては、第一号に規定する区別に準じて認定することができる。

三〇七 (略)

別表第二号

授業時間数

認定資格	時間数
第一級総合無	授業時間
第二級総合無	
第三級総合無	
第一級海上無	

(追加)

3| (同上)

4| (同上)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

電気通信術		科目
426		士線通信
401		士線通信
346		士線通信
26		士線海第士線 通上二又通 信無級は信

注1 授業時間数には、通信演習の授業時間数を含むものとする。

2 第一級総合無線通信士の授業時間数は、モールス電信の授業において鍵盤を使用して受信を行う場合には、四百一時間とすることができ。

3 第三級総合無線通信士の資格を有する者又は第三級総合無線通信士の資格の国家試験において電気通信術の試験の免除を受けることができる者を入学資格とする学校等については、第一級総合無線通信士の授業時間数は八十時間と、第二級総合無線通信士の授業時間数は五十五時間とすることができる。

(同上)

(同上)

(同上)